

運営推進会議の開催等について

隠岐広域連合介護保険課

運営推進会議について

＜＜概要＞＞

事業所が提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を目的とした会議で、事業所ごとに設置しています。

会議の出席者は、利用者又はその家族、地域住民の代表者、当該サービスに知見を有する者、地域包括支援センター職員、地域の医療関係者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）

＜＜対象事業＞＞

- 1.地域密着型通所介護
- 2.(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 3.(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- 4.定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては『介護・医療連携推進会議』として開催。

＜＜開催頻度＞＞

- 1.及び2.については概ね6月に1度
- 2.及び3.については概ね2月に1度

運営推進会議の記録について

＜＜整備と公表＞＞

対象事業者は運営推進会議を開催したのち、速やかに記録を作成し、当該記録を**5年間保存**してください。

また、利用者やその家族が当該記録を確認できるよう**公表**してください。

＜＜保険者への報告＞＞

運営推進会議の記録は作成後、必ずその写しを**隠岐広域連合介護保険課へ提出**ください。提出方法は任意ですが、積極的にFINELINK+を活用ください。